

広島県登録の二級及び木造建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和8年7月3日

広島県知事 横田 美香

取消年月日	氏名	建築士の種別	登録番号	取消しの理由
令和8年7月3日	木曾 博志	二級	10952	死亡